

# 築上町 GIGA スクール構想実現のための校内通信ネットワーク整備業務委託公募 型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

この要領は、築上町 GIGA スクール構想実現のための校内通信ネットワーク整備業務委託について、業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

築上町 GIGA スクール構想実現のための校内通信ネットワーク整備業務委託

### (2) 業務内容

別紙「築上町 GIGA スクール構想実現のための校内通信ネットワーク整備業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書については選定された候補者の企画提案の内容に応じて変更することがある。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和 2 年 12 月 25 日まで

### (4) 提案上限額

49,253,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3. 参加資格要件

以下の要件を満たす事業者の中から選定するものとする。

- (1) 過去 5 年以内に、他の自治体等で同種の業務実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（平成 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当していないこと。
- (3) 築上町暴力団排除条例（平成 22 年条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (4) 国税及び地方税について未納がないこと。
- (5) 築上町及び他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。

## 4. 実施スケジュール

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| ・公募開始日 | 令和 2 年 6 月 10 日（水） |
| ・質問締切日 | 令和 2 年 6 月 17 日（水） |

- ・参加表明・書類提出期限 令和 2 年 6 月 24 日（水）
- ・プレゼンテーション実施日 令和 2 年 7 月上旬頃 ※詳細はあらためて通知。
- ・審査結果の通知 令和 2 年 7 月中旬頃

## 5. 質問及び回答

本プロポーザルの実施について不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

- (1) 提出期限 令和 2 年 6 月 17 日（水）
- (2) 質問方法 「質問書」（様式 5）を電子メールで下記に送信すること。  
メールアドレス : gakkou@town.chikujo.lg.jp
- (3) 回答方法 令和 2 年 6 月 19 日（金）までに随時、築上町ホームページに掲載する。  
なお、質問のあった事業者名は公表しない。

## 6. 参加表明及び書類提出

- (1) 提出期限 令和 2 年 6 月 24 日（水） 17 時 00 分【必着】
- (2) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法に限る。）
- (3) 提出先 〒829-0192  
福岡県築上郡築上町大字築城 1096 番地  
築上町役場 学校教育課 学校管理係
- (4) 提出書類

提出書類	様式	部数	内容等
① 参加表明書	様式 1	1	
② 会社概要	様式 2	1	
③ 業務実績	様式 3	1	
④ 企画提案書	A4 版 任意	正本 1 副本 9	・「築上町 GIGA スクール構想実現のための校内通信ネットワーク整備業務委託」に掲げる事項を盛り込んだものとする。 ・上記特記仕様書に記載がない事項についても、有益な提案があれば記載すること。
⑤ 業務の実施体制	様式 4	1	
⑥ 見積書	任意	1	・税込み金額を記載し、封緘すること。
⑦ 国税及び地方税に滞納がない証明書（写し）	任意	1	

## 7. 1次審査（書類選考）

応募が5者を超えた場合は、1次審査を実施する。1次審査では提出書類の内容を審査し、上位5者がプレゼンテーションを実施できるものとする。

1次審査の選考結果については、令和2年7月1日（水）までに、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

## 8. 2次審査（プレゼンテーション）

築上町の庁内関係者で構成する「築上町 GIGA スクール構想実現のための校内通信ネットワーク整備業務委託プロポーザル審査委員会」において、1次審査入選者に対し実施する。

(1) 実施日 令和2年7月上旬頃 ※詳細はあらためて通知。

(2) 会場 築上町役場内

(3) 実施方法

- ①1事業者につき30分程度（説明：20分、質疑応答：10分）を予定している。
- ②プレゼンテーションは順次個別に行い、順番は提案書類の受付順とする。
- ③プレゼンテーションの参加人数は3名程度とする。
- ④プレゼンテーションで使用する資料は、提出された資料のみとする。企画提案書になり追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ⑤プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する場合は、提案者が各自で準備すること。なお、スクリーン、プロジェクターについては築上町が準備する。
- ⑥遅刻又は欠席の場合は、参加を辞退したものとみなす。

(4) 審査及び選定

- ①審査項目及び配点は、別紙「審査基準」のとおりとする。
- ②最も多くの審査委員に選定された提案者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者とする。
- ③票数が同数の場合は、全委員の評価点を合計し、点数の高い提案者を第1優先交渉権者とする。評価点も同点の場合は、見積額の低い提案者を第1優先交渉権者とする。
- ④契約までの間に第1優先交渉権者が失格となった場合又は辞退した場合は、第2優先交渉権者と協議を行う。
- ⑤応募が1者であった場合も審査委員会のプレゼンテーションを実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その提案者を交渉権者として選考し、協議を行う。

## 9. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 「3. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合。

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 不正と認められる行為があった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 提案上限額を上回る金額で見積を行った場合。

## 10. その他

- (1) 参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 書類提出期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は、原則として認めない。
- (3) 提出書類の返却は不可とする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり必要な範囲で複製することがある。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、築上町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 予定技術者は原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの了解を得なければならない。
- (7) 契約及び手続きは、築上町財務規則及び業務委託契約約款による。

## 11. 担当部署

〒829-0192

福岡県築上郡築上町大字築城 1096 番地

築上町役場 学校教育課 学校管理係 (担当：木部)

電話番号 : 0930-52-0001 (内線 253)

FAX 番号 : 0930-52-2786

メールアドレス : gakkou@town.chikujo.lg.jp